

一般社団法人健康マイスター協会会員倫理規定

会員は、一般社団法人健康マイスター協会（以下、本協会という。）の発展のために、会員一人ひとりが、本協会の定款、諸規則及び関係法令の遵守義務を自覚し、高い倫理観と社会的良識を持ち、予防・健康に関する知識を深め、社会に寄与する活動をするを誓います。

（法令の遵守）

第1条 会員は、活動に際し、当規定をはじめ、社会規範、関係規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

（機密保持）

第2条 会員は、活動上知りえた機密情報の保持義務を負い、了解を得ることなく、本来の目的以外への利用や第三者へ漏洩してはならない。

（公平性の確保）

第3条 会員は、人種、性、年齢、地位、所属、思想・宗教などによって個人を差別せず、個人の人権と人格及び自由を尊重し、公平に対応する。

（利益相反の防止および開示）

第4条 会員は、活動に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第5条 会員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

（指導及び勧告）

第6条 遵守義務の違反者に対し理事会は、事実確認の上、指導・勧告を行う。

2 指導・勧告にもかかわらず、是正されない場合は、会員規約第16条（除名）を適用する。

3 社会通念上に照らし合わせて極めて悪質な行為と判断される場合は、指導・勧告を経ずに会員規約第16条（除名）を適用する。

(変更)

第7条 この規定の変更は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規定は、令和3年5月12日より施行する。